

伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村の廃置分合に伴う
地域自治区の設置に関する協議書

平成18年3月31日から伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村を廃し、その区域をもって新たに「伊那市」を設置することに伴う地域自治区の設置について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項及び第2項並びに第5条の6第1項及び第3項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5の規定に基づき、合併前の高遠町及び長谷村の区域ごとに、当該区域を対象とする地域自治区（以下「地域自治区」という。）を設置する。

（名称）

第2条 地域自治区の名称は、高遠町及び長谷とする。

（設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

（事務所）

第4条 地域自治区に事務所を置く。

2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

事務所の名称	位置	所管区域
高遠町総合支所	合併前の高遠町役場の位置	合併前の高遠町の区域
長谷総合支所	合併前の長谷村役場の位置	合併前の長谷村の区域

（所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所（以下「総合支所」という。）が所掌する所管区域内の事務は、おおむね次のとおりとする。

- （1） 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- （2） 総合支所の庶務経理及び施設の維持管理に関すること。
- （3） 農林・観光・建設・上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- （4） 地域の特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- （5） 地域組織の振興施策の推進、住民自治支援等に関すること。
- （6） 地域協議会に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、総合支所及び地域協議会において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、本庁の事務との兼ね合いを考慮し、市長が別に定める。

(区長の設置)

第 6 条 法第 5 条の 6 第 1 項の規定により、区長を置き、総合支所長と称する。

2 区長の設置期間は、選任の日から 10 年以内とする。

3 区長の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができるものとする。

4 区長は、新市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会)

第 7 条 地域自治区に、地域協議会を置く。

(地域協議会の所掌事務)

第 8 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、答申するものとする。

(1) 事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、地域自治区に係る次に掲げる重要事項について、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 新市建設計画の執行状況及び変更に関する事項

(2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項

(3) 合併協議項目の合意事項の履行及び見直しに関する事項

(4) 予算に関するもので重要と認められる事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長その他の市の機関は、前 2 項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

第 9 条 地域協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 識見を有する者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員は、非常勤特別職とする。

(任期等)

第 10 条 委員の任期は、4 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第 1 1 条 地域協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任するものとする。

(1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。

(2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の会議)

第 1 2 条 地域協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、当該地域協議会の委員の過半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開するものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、地域協議会に諮って、会議を公開しないことができる。

6 前項の規定による会議の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(関係者の出席)

第 1 3 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 1 4 条 委員等に、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第 1 5 条 地域協議会の庶務は、第 4 条に規定する事務所において処理する。

(補則)

第 1 6 条 この協議書に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成 1 7 年 3 月 1 0 日

伊那市長 小 坂 檉 男

高遠町長 伊 東 義 人

長谷村長 宮 下 市 蔵